



新型コロナウイルス

新型コロナウイルス
感染症予防策(令和2年
10月13日現在)

新型コロナウイルス感染症
予防の基本は、「人と人との距
離をとること(2メートルを
目安)」「マスクの着用」「丁
寧に手を洗うこと」です。

自分自身を守るため、周り
の人を守るため、一人ひとり
が「新しい生活様式」に基づ
き、予防対策の実践を心がけ
ていただくようお願いします。

電話相談窓口

感染予防に関することや、
感染が疑われる症状が出た時
などの相談に応じます。

・安房健康福祉センター(安
房保健所)

☎ 22-4511(代表)

※受付時間は平日の午前9時
から午後5時まで

・千葉県電話相談窓口

☎ 0570-200-613

※受付時間は全日24時間

・厚生労働省電話相談窓口

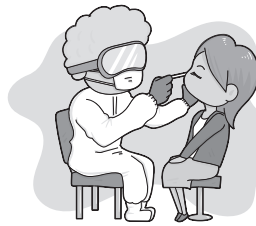
☎ 0120-565653

(フリーダイヤル)

※受付時間は全日午前9時か
ら午後9時まで

※電話での相談が難しい方

FAX 03-3595-2756



地域外来・検査センター
が設置されました

新型コロナウイルス感染症
の感染拡大に対応するため、
9月30日、安房地域に地域外
来・検査センターが設置され
ました。

地域外来・検査センターで

検査を受けるには、事前にか
かりつけ医などの医療機関を
受診し、医師の判断により地
域外来・検査センターに紹介
してもらう必要があります。

個人で直接検査の申込みを
することはできません。

検査の流れ

発熱などの症状がある方

事前に電話連絡のうえ、安
房郡市内のかりつけ医な
どの医療機関を受診

診察した医師が感染の疑
い、検査の必要性を判断(検
査が必要であると判断した
場合、診察した医療機関か
ら地域外来・検査センター
へ紹介し、予約する)

予約した日時に地域外来・
検査センターで検査を受け
る(地域外来・検査センター
の医師の判断により検査を
実施しない場合もありま
す)

地域外来・検査センターか
ら検査結果を患者と紹介
元の医師に報告

陽性の場合、安房保健所か
ら患者に連絡がある

健康支援

女性の健康づくり教室
参加者募集

門岡みずほ医師(亀田総合
病院産婦人科)を講師に迎え、
講話「女性の健康づくり」自
分らしく、さらに輝くため
に」を行います。

また、講演の他に、女性の
身体に多い悩みを解消する手
軽な体操や、女性に嬉しいレ
シピ(骨粗しょう症予防)の紹
介もあります。

とき 11月19日(木)午後1時
30分から午後3時30分まで
ところ 三芳農村環境改善セ
ンター
定員 30人

申込期限 11月12日(木)

健康支援課

☎ 36-11152



国民健康保険

11月は「なごほ国保月間」

国民健康保険(国保)は、加入者が国民健康保険税を納めて支えあう社会保障制度です。

医療費は、年々増加傾向にあり、このまま医療費が増え続ければ、ご加入している皆さんの国民健康保険税の負担が今以上に重くなることになりかねません。医療費を抑制できれば、加入者の負担を抑えることにもつながります。

まずは、医療費に関心を持ち、適切な受診にご協力ください。

国保の届出は忘れずに

国保の加入や脱退には手続きが必要で、次に該当する場合は、14日以内に保険年金課、朝夷行政センターまたは各地域センターで届出をしてください。

▼国保に加入するとき

他市区町村から転入したとき、職場の健康保険をやめた

とき、国保加入者に子どもが生まれたときなど

▼国保を脱退するとき

他市区町村へ転出するとき、職場の健康保険に加入したとき、国保加入者が死亡したときなど

※転出や職場の健康保険加入に伴い保険証は変更となることから、南房総市の国民健康保険被保険者証は使えませんので、ご注意ください。

▼保険証の記載事項に変更があるとき

転居したとき、世帯主が変わったときなど
マイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになります

令和3年3月(予定)から、医療機関や薬局で順次マイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになります。利用にはマイナポータルで事前に登録が必要です。「限度額適用認定証がなくても高額療養費制度における限度額以上の支払が免除される」、「就職・転職・引越をしても健康保険証として使える」などのメ

リットがあります。(市区町村への加入・喪失の届出は引き続き必要です。)

お支払いは口座振替が便利です。保険税を口座振替にすると、「自動的に納められるので納め忘れがない」「納期ごとに金融機関に行く必要がない」など、大変便利です。

「ペイジー口座振替受付サービス」が利用できます

市役所の窓口で、対象金融機関のキャッシュカードを使用して口座振替の手続きができます。

●手続きができる人

●口座名義人ご本人

●対象金融機関

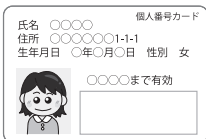
京葉銀行・千葉銀行・千葉

興業銀行・ゆうちょ銀行・館

山信用金庫・安房農協

問 保険年金課

33-1060



国民年金

年金生活者支援給付金制度

年金生活者支援給付金は、公的年金などの収入やその他の所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

対象となる人

【老齢基礎年金を受給している人(以下のすべての要件を満たしている必要があります)】

- 65歳以上である
- 世帯員全員の市民税が非課税となっている
- 年金収入額とその他所得額の合計が約88万円以下である

【障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している人】

- 前年の所得額が約462万円以下である

手続き方法

対象となる人には、10月中旬頃より日本年金機構から請求可能な旨のお知らせが送付

されます。同封されているはがきに必要事項を記入し、ポストへ投函してください。令和3年2月1日までに請求手続きが完了すると、令和2年8月分からさかのぼって受け取ることができます。

また、これから年金を受給し始める人は、年金の請求手続きと併せて年金事務所または市役所で請求手続きをしてください。

※日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内にご注意ください。電話で家族構成や金融機関の口座番号・暗証番号を聞いたり、手数料などの金銭を求めめることはありません。

問 ねんきんダイヤル

0570-05-1165



国民年金保険料控除証明書発行

令和2年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された人へ、日本年金機構から令和2年の社会保険料(国民年金保険料)控除証明書が11月上旬より発送されます。

所得税および住民税の申告において、当年中に納付した国民年金保険料全額が社会保険料控除の対象となります。

なお、令和2年10月1日から12月31日までの間に今年はじめて納付された人には、令和3年2月上旬に当該控除証明書が発送されます。

証明書についてのお問い合わせは、木更津年金事務所のほか、ねんきん加入者ダイヤルをご利用ください。

ねんきん加入者ダイヤル

☎0570-0003-0004
☎03-6630-2525

(050から始まる電話でおかけになる場合)

受付時間

●平日の午前8時30分から午後7時まで

●第2土曜日の午前9時30分から午後4時まで

木更津年金事務所

☎0438-23-7616

税金

自動車税(種別割)の滞納処分を強化



差押え自動車の引揚げ例

千葉県は、自動車税(種別割)の未納額の縮減のため、10月から5月までを滞納整理強化期間とし、給与・預金・自動車などの差押えを一層強化します。

自動車税(種別割)が未納の場合は、至急納付ください。また、新型コロナウイルス

や災害などにより一時に納付できない場合は、納税の猶予が認められる場合がありますのでご連絡ください。

館山県税事務所

☎22-7117

千葉県総務部税務課

☎043-223-2127

雑損控除相談会の開催

災害により住宅や家財、車両などに被害を受けた方は、確定申告などで雑損控除の適用を受けることで、所得税や市県民税を軽減できる場合があります。

館山税務署と南房総市では、雑損控除の適用を受ける際の申告に必要な計算書の作成に関する相談会を開催します。

相談会は事前予約制で、11月10日(火)から予約を開始します。市税務課へ電話で予約をお願いします。また、定員になり次第予約を終了します。

1回目の開催

とき 11月30日(月)午前9時

30分から正午まで、午後1時から午後3時30分まで

2回目の開催

とき 12月7日(月)午前9時30分から正午まで、午後1時から午後3時30分まで

ところ 南房総市役所 別館 大会議室

対象となる方

令和元年台風第15号などの災害によって被害を受けた資産を有し、修繕などが完了し、確定申告などで税の軽減を受けようとする方

雑損控除の対象となる資産の要件

住宅、家財、車両などの生活に通常必要な資産であること
持ち物

①台風被害により破損した箇所を修繕した費用に係る領収書など

②被害を受けた住宅の取得年月、床面積および自家用車の取得年月などが分かるもの(売買契約書などでその取得価額の分かるもの、および

び修繕費などの災害関連支出の領収書が残っていれば併せてご用意ください)

③保険金などで補填される金額がある場合、その金額が分かる書類

④り災証明書の写しなど(被害状況の分かるもの)

注意事項

当日は、マスクの着用、手洗い(手指消毒液の利用)など、感染予防へのご協力をお願いします。

雑損控除により軽減される所得税などの額は、被害を受けた方の状況によりそれぞれ異なります。

この相談会は、確定申告書や住民税の申告書を作成するものではなく、雑損控除などの適用を受ける際の申告に必要な計算書の作成を目的としています。税の軽減を受けるためには、今回作成する計算書を確認申告書などに添付の上、来年の申告期間中に申告をしてください。

問 税務課

☎33-1023

ひとり親

ひとり親世帯臨時特別
給付金〜まだ手続きが
済んでいない方へ〜

新型コロナウイルス感染症の影響により、大きな負担がかかっている「ひとり親世帯」を支援するため、臨時特別給付金を支給しています。なお、給付金は「基本給付」と「追加給付」に分かれています。

基本給付

支給対象者

- ① 児童扶養手当受給者
- 令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けている方
- ② 公的年金等受給者
- 児童扶養手当の所得要件を満たしているが、公的年金等を受給していることにより、令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けていない方
- ③ 家計急変者
- 所得超過により児童扶養手当の支給を受けていないが、新型コロナウイルス感染症の

影響で家計が急変し、児童扶養手当受給世帯と同様の所得水準となっている方

※対象となる要件の詳細はお問い合わせください。

支給金額

1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円

追加給付

支給対象者

基本給付支給対象者の①または②に該当する方のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少した方

支給金額

1世帯5万円

申請手続き

児童扶養手当受給者

基本給付①に該当する方

基本給付②に該当する方

追加給付③に該当する方

公的年金等受給者

基本給付②に該当する方

基本給付③に該当する方

追加給付④に該当する方

家計急変者

基本給付③に該当する方

基本給付④に申請が必要ですが申請書類

児童扶養手当受給資格認定

者および、ひとり親家庭等医

療費等助成資格認定者につい

ては、8月上旬に給付金のお

知らせと申請書類を送付して

います。なお、申請書類が送

付されない方で、支給対象者

に該当する方は、お問い合わせ

ください。

申請期限

令和3年2月28日(日)

問 社会福祉課

☎ 36-1153

消防・防災

防災士資格の取得を支援します〜助けられる人から助ける人へ〜

市では、地域防災活動の

リーダーとして活躍する防災

士資格の取得を支援するた

め、資格取得者に対し次のと

おり補助金を交付します。

交付対象者

- ・ 自主防災組織と共に防災計画作成、防災啓発活動、地

域の避難所開設など防災活動を行う人

・ 防災士であることを地域へ公表できる人

補助金の対象となる経費

・ 救命講習および防災士養成

講座などの受講料(テキスト

代を含む)

・ 防災士資格取得試験受験料

・ 防災士資格証登録料

補助金額

補助金対象経費の全額

※消防団員(分団長以上の職

歴を持つ人)など、防災に関

して一定の知識や実践力を

身に付けている場合は、特

例で資格を取得することが

出来ます。補助制度や交付

手続きの詳しい内容は、お

問い合わせください。

※防災士の詳細は、日本防災

士機構ホームページをご覧

ください。

問 消防防災課

☎ 33-1052



住宅用火災警報器の設置・点検をしましょう

住宅用火災警報器は、住宅火災の逃げ遅れによる死者を減少させることを目的として、住宅(共同住宅・併用住宅を含む)の寝室および寝室が存する階から直下階に通ずる階段上部に設置することが、消防法により義務づけられています。

しかしながら、令和2年7月1日現在の安房管内の設置率は53%で、千葉県平均76%と比較すると依然として低いのが現状です。まだ設置していない住宅は、早めの設置をお願いします。

また、設置後は定期的に作動確認を実施し、適切な維持管理をしましょう。設置から10年以上経過している住宅用火災警報器は、電池切れや本体内部の電子部品の劣化により火災を感じなくなるものが考えられるため、本体の交換を推奨しています。

問 安房郡市消防本部

☎ 22-2234

教育

令和3年度に向けた講師登録会

千葉県教育庁南房総教育事務所では、公立小・中学校で臨時的任用職員等としての勤務を希望する方の登録会(新規)と面接会を開催します。

当日は、各家庭で検温し、マスク着用の上、ご出席ください。

安房地区(勤務地：館山市・鴨川市・南房総市・鋸南町)

とき 11月19日(木)午後1時30分から(受付午後1時から)
ところ 安房教育会館

安房・君津・市原地区合同(勤務地：館山市・鴨川市・南房総市・鋸南町・富津市・君津市・木更津市・袖ヶ浦市・市原市)

とき 12月2日(水)午後1時30分から(受付午後1時から)

ところ 君津教育会館

募集職種 小・中学校教員、養護教諭、学校栄養職員、学校事務職員、学校事務補助

持ち物 筆記用具、印鑑、写真(4cm×3cmを2枚、6cm×4.5cmを3枚)、室内履き

※教員免許状の原本と写し(両面コピー)各1部、履歴書または履歴のわかるメモ

1通を用意してください。

問 南房総教育事務所
☎0438-25-1311

教育功労者の推薦を受け付けています。

教育委員会では、体育および文化活動の成績が極めて優秀と認められる個人を表彰しています。

対象者

南房総市に住所を有し、安房郡市外の高等学校に通う生徒(南房総市、館山市、鴨川市の高等学校へは推薦の依頼を行っています)

表彰基準

全国レベルの大会出場、関東レベルの大会で8位以内、県レベルの大会で4位以内

受付 11月9日(月)まで

問 教育総務課
☎46-2961

労働

千葉県最低賃金改正

千葉県最低賃金は、10月1日から時間額925円に改正されました。千葉県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用されます。

詳しい内容につきましては、

千葉労働局(☎043-2221-2328)または最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。

個別的労使紛争のあつせん(労働委員会)

県労働委員会では、個々の労働者と使用者の間で生じた解雇・パワハラ・労働条件の不利益変更などの労働関係のトラブルについて、労働委員会の委員が間に入って、双方の歩み寄りによる円満な解決を目指す「個別的労使紛争のあつせん」を行っています。

あつせんは無料で、労働者、使用者どちらからでも申請で

きます。あつせんを希望される方は、お気軽にお問い合わせください。

申問 県労働委員会事務局
☎043-2223-3735

狩猟

狩猟事故の防止に努めましょう

11月15日(日)から令和3年2月15日(月)までは、鳥獣の狩猟期間です。狩猟者は、法令を遵守し、狩猟のマナーを守り、事故防止に努めてください。

また、野外で活動する方は、目立つ服を着用し、ラジオを携帯するなど、事故防止の対策を行いましょう。

問 南房総市有害鳥獣対策協議会(農林水産課)
☎33-1071



ペット

11月は動物による危害防止対策強化月間です

令和元年度は、県内で人が犬にかまれる事故が、131件発生しました。次のことに注意して、動物による事故や迷惑を防止しましょう。

- 飼い犬が人をかんだ時は保健所へ届け出し、かんだ犬が狂犬病の疑いがないかどうか獣医師の検診を受けさせる必要があります。
- 犬を飼う場合には、事故を起こさないようなつけ、飼い方をすることが重要です。
- 公園などを含め、犬の放し飼いは禁止されています。
- 散歩は犬を制御できる人が短い引き綱で行いましょう。
- 犬は来訪者の届かない場所で飼いましょう。また、門や玄関から犬が飛び出さないよう注意してください。

問 安房保健所
☎22-4511

絵本の読み聞かせ

問 図書館 ☎ 40-1120

名 称	と き		と ころ
とみうら絵本だいすきの会	11月8日(日)	11:00 ~ 11:30	とみうら元気倶楽部
読み聞かせ教室「おはなしのたね」	11月13日(金)	10:00 ~ 11:30	三芳農村環境改善センター
絵本読み聞かせ教室	11月14日(土)	10:00 ~ 11:00	和田地域福祉センター「やすらぎ」
千倉おはなし会「しおまねき」	11月14日(土)	10:30 ~ 11:15	図書館
絵本おはなし会	11月21日(土)	10:00 ~ 11:00	丸山公民館
おはなしだいすき「あひるの会」	11月21日(土)	10:30 ~ 11:30	富山ふれあいコミュニティセンター



子育て支援センター ほのぼの

申問 ☎ 40-5111

教室ほかイベントは、市内に住所がある人が対象です。申し込みが必要な行事は締め切りまでに申し込みください。

ほのぼのでは、子育て相談、幼児相談、ことばの相談、リハビリ個別相談などを随時受け付けています。お気軽にご相談ください。

にこにこひろば

休館日 日曜・月曜日、祝日・年末年始
開館時間 9:30 ~ 12:00 / 13:00 ~ 16:00

にこにこひろばは、親子が気軽に遊んだり、交流したりして、仲間づくりができる場所です。0歳から就園前までのお子さんをお待ちしています。

にこにこ教室 (あそびの教室)

年齢にあわせた親子遊びや手遊び、製作など。

定 員 各回10組程度(申込は前日まで)

対 象 児	と き	
ひよこ組 2か月~お座りができる子ども	11月25日(水)	10:00 ~ 10:30
りす組 H 31.4.2 生まれ~ ハイハイができる子ども	11月6日(金)	
うさぎ組 H 30.4.2 ~ H 31.4.1 生まれ	11月17日(火)	
くま組 H 29.4.2 ~ H 30.4.1 生まれ	11月13日(金)	
ぞう組 H 28.4.2 ~ H 29.4.1 生まれ	11月10日(火)	

にこにこひろば (年齢別) ※南房総市の方限定

親子が気軽に遊んだり交流したり仲間づくりをする場です。午前中(9:30 ~ 12:00)は日ごとにクラス別で行います。午後(13:00 ~ 16:00)は全クラスが対象です。

ファミサポ交流会 in ほのぼの

NPO法人たからばこの皆さんと一緒に、親子遊びや子育てについてのお話をします。ファミサポ会員以外も参加できます。

と き 11月10日(火) 10:00 ~ 11:00

ことばの相談 in ほのぼの

要予約

お子さんのことばに関する心配に対して、ことばの専門の先生が相談に応じます。

と き 11月11日(水) 9:30 ~ 16:00
11月12日(木) 9:30 ~ 16:00

親子体操教室 in ほのぼの

体操の先生と一緒に、体を動かして遊びます。

対 象 くま組
と き 11月13日(金) 10:00 ~ 10:30
締め切り 11月12日(木)

幼児相談 in ほのぼの

要予約

お子さんの発育・発達に関する心配や悩みなどに、臨床心理士が相談に応じます。

と き 11月18日(水) 9:15 ~ 16:15

絵本の貸し出し in ほのぼの

1歳児(うさぎ組)を対象に、絵本の貸し出しを行います。

と き 11月24日(火) 11:00 ~ 11:30

絵本の読み聞かせ in ほのぼの

0歳児(ひよこ組・りす組)を対象に、年齢に合った絵本の読み聞かせがあります。

と き 11月27日(金) 11:00 ~ 11:30

項目	対象児	とき	ところ	受付時間
4か月児相談・ 9か月児相談	令和2年6月生まれ・ 令和2年1月生まれ	11月5日(木)	三芳保健福祉センター	9か月児相談 9:00～9:15 4か月児相談 9:30～9:45
1歳6か月児健康診査	平成31年3月までに 生まれた2歳未満	11月11日(水)	千倉保健センター	個別に通知します
3歳児健康診査	平成29年6月15日ま で生まれた4歳未満	11月20日(金)		

※もぐもぐ教室(離乳食教室)および親子きずなの教室(産前)は当面の間、開催を中止します。
個別に相談のある方は、健康支援課(☎36-1152)までご連絡ください。

そ う だ ん

●すべて無料です。お気軽にご利用ください●



<p>行政相談 13:30～16:00 年金、保険などの国の行政全般に関する意見や要望。 11月 10日(火) 朝夷行政センター 25日(水) とみうら元気倶楽部 問 秘書広報課 ☎33-1002</p>	<p>人権相談 13:30～16:00 いじめ、家庭内の問題に関する相談。 11月 13日(金) 富山ふれあいコミュニティセンター(旧富山公民館) 18日(水) ちくら介護予防センター 25日(水) 和田地域福祉センター「やすらぎ」 問 市民課 ☎33-1051</p>
<p>消費生活相談 要予約 多重債務相談、サービス・商品に関する相談・苦情。 とき / 11月30日(月) 10:30～15:30 ※相談場所は予約時にお伝えします。 ※電話による相談は、商工課内の消費生活相談専用電話(☎33-4300) 申問 商工課 ☎33-1092</p>	<p>税金相談 10:00～15:00 要予約 税金全般・記帳の相談。 とき・ところ / 11月13日(金) イオンタウン館山 12月8日(火) 法青会館 ※予約は毎月末日が締切です。 申問 税理士会館山支部 ☎23-4132</p>
<p>法務局登記相談 9:30～15:30 要予約 相続登記や抵当権抹消登記など不動産登記相談。 とき / 毎週火・木曜日(祝日は休み) ところ / 千葉地方法務局館山支局 申問 千葉地方法務局館山支局 ☎22-0620</p>	<p>司法書士による法律相談 要予約 離婚・相続などの相談に司法書士が応じます。 弁護士による相談は他の機関を紹介します。 とき / 11月12日(木) 13:00～17:00 ところ / 丸山公民館 ※調停中や裁判中の事件の相談ならびに同一内容についての再度の相談は応じられません。 申問 社会福祉協議会 ☎44-3577</p>
<p>思春期相談 要予約 思春期における悩みや不安の相談。 とき / 11月16日(月) 14:00～16:00 ところ / 鴨川地域保健センター 申問 鴨川地域保健センター ☎04-7092-4511</p>	<p>全国一斉「女性の人権ホットライン」 夫・パートナーからの暴力、セクハラ、ストーカーなどの女性をめぐる各種の人権問題について、人権擁護委員が「女性の人権ホットライン」を通じて、相談に応じます。 とき / 11月12日(木)～11月18日(水) 平日8:30～19:00、休日10:00～17:00 申問 女性の人権ホットライン ☎0570-070-810</p>
<p>里親相談 月～金曜日 9:00～17:00 里親制度についての相談。里親のことを知りたい、応援・支援したいなどの相談にも応じます。 問 NPO法人子ども家庭サポートセンターちば(通称:オレンジの会) ☎28-4288</p>	

図書館だより

図書館 ☎ 40-1120
 開館時間 9:00 ~ 17:00
 (水曜のみ 9:00 ~ 19:00)
 休館日 月曜日・祝日・年末年始

〒 295-0004 南房総市千倉町瀬戸 2340-5 <http://www.city.minamiboso.chiba.jp/0000000999.html>

新着図書紹介

<一般書>

- 風よあらしよ 村山 由佳
- 葉のギモン早わかり帖 藤井 義晴
- 汚れた手をそこで拭かない 芦沢 央
- 三度目の恋 川上 弘美
- ワカタケル 池澤 夏樹
- 世界を変えた100のスピーチ(上)(下) コリンソルター
- なんてことないよ。 内海 桂子
- 中野京子の西洋奇譚 中野 京子
- カミキイの<か和いい>季節のおりがみ カミキイ
- ブルータスの心臓 東野 圭吾

<児童書>

- セント・キルダの子 ベスウォーターズ
- はんぶんこ 多田ヒロシ
- おとうさんのかお 岩瀬 成子
- セラピードッグのハナとわたし 堀 直子
- おふろ、はいる? 飯野 和好
- あおびょうたん あおきひろえ
- ほくほくおいまつり すとうあさえ
- まほうのあめだま 安房 直子
- おばけのおうさまゴホンゴホン 田中 六大
- さんじょう! てあらいかめん よしむらあき

※9月中旬に上記を含め、新刊本は370冊入りました。

※ 毎週水曜日(祝日を除く)は、午後7時まで開館しています。皆様のご利用をお待ちしております。

休日当番医 11月

安房地域医療センター(☎25-5111)は、毎日24時間体制で救急患者を受け入れています。そのほかの当番医は次のとおりです。

1日(日)

東条病院(鴨川市) ☎04-7092-1207

3日(火)

原クリニック(館山市) ☎24-5711

鴨川市立国保病院(鴨川市) ☎04-7097-1221

8日(日)

館山病院(館山市) ☎22-1122

中原病院(和田) ☎47-2021

15日(日)

鋸南病院(鋸南町) ☎55-2125

22日(日)

館山病院(館山市) ☎22-1122

23日(月)

富山国保病院(富山) ☎58-0301

亀田ファミリークリニック館山(館山市) ☎20-5520

29日(日)

赤門整形外科内科(館山市) ☎22-0008

花の谷クリニック(千倉) ☎44-5303

けんけつ

11月19日(木)

10:00 ~ 11:45、13:00 ~ 15:30

▶南房総市役所 本庁舎別館1

問 健康支援課 ☎36-1152



のうぜい

納期限

11月30日(月)

国民健康保険税 (第5期)

後期高齢者医療保険料 (第5期)

介護保険料 (第5期)

じんこう

(令和2年10月1日現在)

※外国人住民を含みます。()内は前月比

総人口 37,163人 (-61) 出生 4人

男 17,840人 (-20) 死亡 50人

女 19,323人 (-41) 転入 54人

世帯数 17,167世帯 (-17) 転出 69人